



経営所得安定対策等交付金の 申請書は6月30日(火)までに提出を!

申請される方は、最寄りの地域農業再生協議会(市町、JA)又は中国四国農政局香川県拠点へ早めに提出をお願いします。

なお、対策の内容については、「さぬき水田営農だより」第88号に掲載しています。
(香川県農業再生協議会のホームページ <https://www.kagawa-saiseikyo.jp/> にも掲載しています)

●お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室 経営所得安定対策担当
電話：087-883-6503

フリーダイヤル

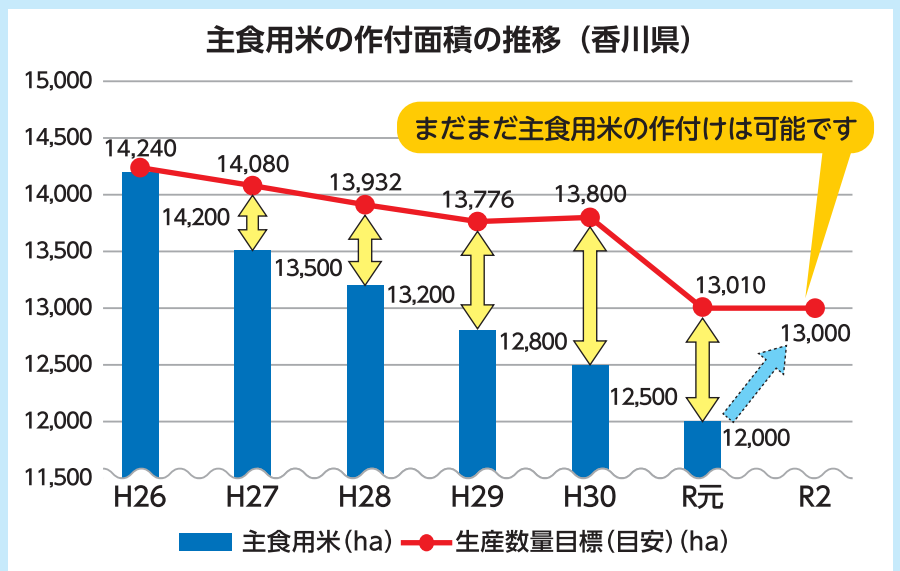
0120-38-3786

受付時間(平日) 9:00~17:00

まずは「主食用米」を確実に作りましょう! 「不作付地」にならないよう、水田の有効活用を!

本県の主食用米は、年々、作付が減少しており、産地としての生産の確保、不作付地の増加による水田の維持が危ぶまれる状況になっています。

まずは、「生産の目標」(令和2年産 13,000ha)をめざして、主食用米を作付し、麦・野菜等を組み合わせて、水田の有効活用に努めましょう。

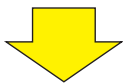


「主食用米」の生産拡大を、
令和元年産米の食味ランキングで「特A」を獲得した、
「おいでまい」で拡大しましょう！！



「おいでまい」シンボルマーク

「おいでまい」で



新しい補助事業が活用できます!!

主食用米生産拡大事業

令和2年産から、米・麦の生産拡大を支援する「主食用米生産拡大事業」を行います。「おいでまい」による主食用米の作付拡大、二毛作による拡大ほ場への麦作付で水田の有効活用と収益の向上をめざしましょう！

事業の概要

対象者

「おいでまい」を販売目的で生産する販売農家・集落営農組織（「おいでまい」委員会が登録する「おいでまい」栽培者）

対象となる事業内容

- ①「おいでまい」を前年産より10a以上拡大し、なおかつ主食用米合計面積も10a以上拡大した場合に拡大面積に応じて助成（基本要件）
（※助成は、「おいでまい」の前年産からの拡大面積に対して行う）
- ②さらに、上記①により拡大後の主食用米合計面積の10%以上、または作付拡大した面積について、麦との二毛作を実施した場合（二毛作要件を満たす場合）は単価を変更し助成

注）助成対象面積の確認のため、農業共済または収入保険の加入が必要となります

助成額

作付拡大後の主食用米合計面積	基本要件を満たす場合	二毛作要件を満たす場合
1ha以上	2,000円以内/10a	3,000円以内/10a
1ha未満		2,500円以内/10a

二毛作要件を満たす場合、基本要件の単価から500円又は1,000円以内/10aアップ

申請先

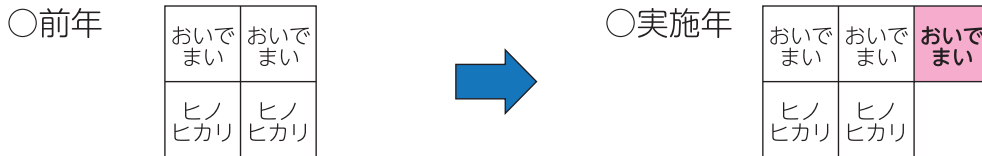
香川県農業協同組合
（JA本店または最寄りのJA地区営農センターに7月31日までに提出して下さい。）

問い合わせ先

香川県農業生産流通課（087-832-3418）
香川県農業協同組合（087-818-4109）

事業取組(例)

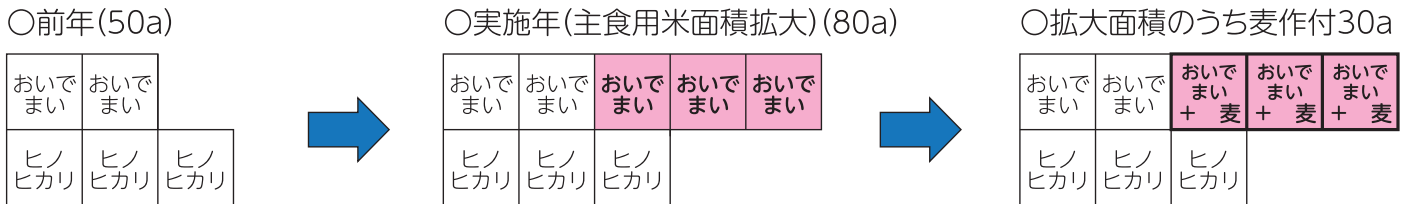
【〈基本助成〉おいでまい作付による主食用米の拡大】(※1マスは10a)



主食用米面積 2,000円 (10a×2,000円/10a) ※おいでまいの作付拡大による主食用米合計面積の拡大が必要

【〈二毛作助成①〉おいでまい作付による主食用米拡大+二毛作の麦作付】(※1マスは10a)

⇒ 作付拡大後の主食用米合計面積 1ha未満：二毛作要件単価 2,500円/10a

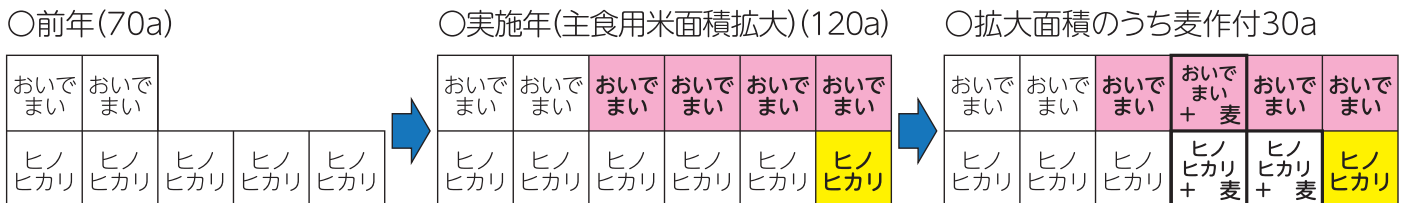


主食用米面積 7,500円 (30a×2,500円/10a) ※主食用米合計面積：単価1ha未満

二毛作麦面積 ※主食用米拡大面積で麦との二毛作を実施

【〈二毛作助成②〉おいでまいを含む主食用米拡大+二毛作の麦作付】(※1マスは10a)

⇒ 作付拡大後の主食用米合計面積 1ha以上：二毛作要件単価 3,000円/10a

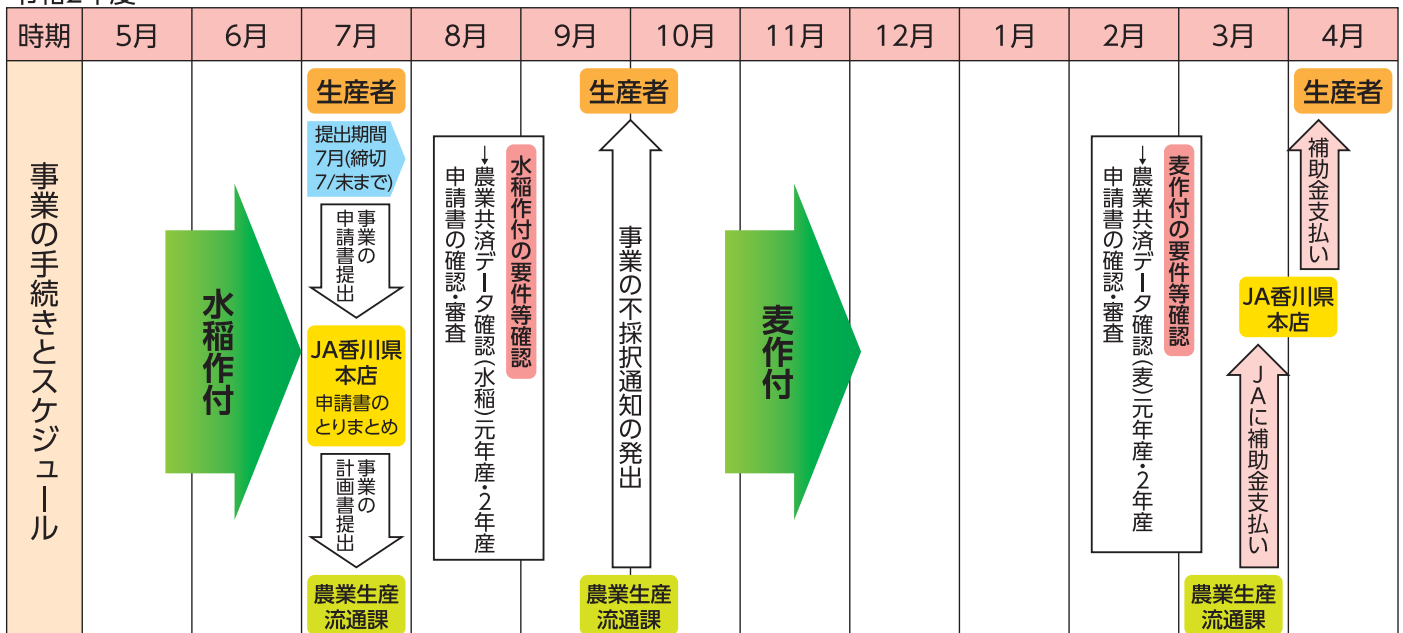


主食用米面積 12,000円 (40a×3,000円/10a) ※主食用米合計面積：単価1ha以上

二毛作麦面積 ※主食用米合計面積の10%以上で麦との二毛作を実施

事業スケジュール

令和2年度



令和2年度 主食用米生産拡大事業の取組申請書

香川県農業協同組合 代表理事理事長 様

主食用米生産拡大事業に取り組みたいので、別記の留意事項・承諾事項を了解の上、次のとおり申請します。

		申請年月日	令和	年	月	日
申請者	フリガナ					
	氏名又は 法人・組織名	⑩				
	住所					
	電話番号	JA利用者コード	(8ケタ)			

1. 取組区分 (当てはまる取組に○印を付けてください)

① 主食用米「おいでまい」を前年産より10a以上拡大する (主食用米合計面積も前年産より10a以上の拡大が必要)	
② ①に加え、麦類との二毛作を実施する (「おいでまい」の拡大面積、または主食用米合計面積の10%以上 で、麦類との二毛作の実施が必要)	

2. 農業共済または収入保険加入 (注)助成対象面積の確認のため、農業共済または収入保険の加入が必要です (農業共済の主食用米の加入の有無、麦類の加入予定に○印を付けてください)

主食用米の農業共済に加入する (収入保険も可)		麦類の農業共済に加入を予定している (収入保険も可)	
----------------------------	--	-------------------------------	--

作付面積の確認に必要であるため、
「共済組合員コード」を記入してください(8ケタ)

※〈次頁参考:「営農計画書」の共済組合員コード〉

--	--	--	--	--	--	--	--

3. 拡大計画

1) 「おいでまい」及び全主食用米の作付面積 (前年産及び本年産の面積を記入してください)

前年産 (令和元年産)		本年産 (令和2年産)	
おいでまい	a (アール)	おいでまい	a (アール)
全主食用米	a (アール)	全主食用米	a (アール)

※ 「おいでまい」は、主食用米(用途)の面積を記入 (用途が飼料用米、米粉用米、加工用米は対象外)

2) 二毛作麦及び全麦類の作付面積 (前年産の面積及び本年産の予定面積を記入してください)

前年産 (令和2年産)		本年産 (令和3年産)	
二毛作麦	a (アール)	二毛作麦	a (アール)
全麦類	a (アール)	全麦類	a (アール)

このページを切り取り、申請書として提出することができます。

【留意事項・承諾事項】

- ① この事業の主旨・内容を理解いただき、取り組む場合は、この申請書を **JA本店、最寄りのJA地区営農センターに7月31日までに**提出してください（提出がない場合は、交付対象になりません。また、申請書の提出後に中止、内容が変更する場合はご連絡ください）。
- ② 申請書の記載内容、内容に含まれる個人情報について、県庁農業関係課・機関、JA香川県、農業共済組合が、この補助事業の事務に必要な範囲内で利用することに同意します。
- ③ 助成対象となる拡大面積は、加入している農業共済の面積で判定します。助成対象となるか否かについては、「不採択」の場合のみ申請者に郵送でお知らせいたします。
- ④ 助成対象者の助成金は、事業上の要件を確認した上で申請翌年度の4月を目途にお支払いします。

<参 考>

(共済組合員コードの記入)

令和2年度(産)水田活用等営農計画書(地域農業再生協議会提出用)

【提出にあたっての承諾事項・重要事項】

- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局、(公財)香川県農地機構及び関係機関が、この記載内容・記入内容に含まれる個人情報について、経営所得安定対策、水田の利活用、農地の利用集積、水稲共済の事務、水稲の作付面積の確認及びJAによる農業経営支援に必要な範囲内で利用することに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、水田台帳の整備に必要な範囲内で農業委員会から農地基本台帳の情報の提供を受けることに同意します。
- ・地域農業再生協議会、JA、農業共済組合、中国四国農政局及び関係機関が、対象作物の作付面積確認のため、現地確認及び作付面積を実測することに同意します。
- ・交付要件を満たしていない場合等は、地域農業再生協議会が営農計画書を訂正するとともに、交付金の交付後に要件を満たさなかったことが明らかになった場合には、交付金を返還することを承諾します。

個人情報取扱承諾・重要事項説明確認印

印

(捺印・重要事項を確認しました。)

(記入上の注意) 1. 太線の枠内を記入してください。新たに農地を引き受ける場合は、農地を追加してください。
2. 助成対象水田には、「*」が記載されています。(助成対象水田は、過去の取組状況で判断しています。)

共済組合名		香川県農業共済組合		支所	タキマツ		地区名	9) - CCCC		共済組合員コード 1 2 3 4 5 6 7 8		電話番号		
生産調整方針作成者		市町コード	099	地区コード	099	集落コード	099	農家番号	9 9	農家氏名		タキマツ		
住所		タキマツシ ャンチヨウ CCCCC123-4												
水田・畑区分	農地番号	所在地	農地面積 (起算除外)	助成対象 面積 (起算除外)	不作成 面積 (起算除外)	作付面積		収量 等級	品種 コード	作物名等又は水稲品種名	予水 定額 月額 目付	前年度実績		
						水稲	水稲以外					水稲面積	その他	
0101	(1000) OOOOO 123-1		950	*							/	950	0	150
0103	(300) OOOOO 123-2		230								/	230		1

これから始める水稲栽培 vol.1

水稲栽培の初心者の皆様へ、本号から標記の「連載コラム」を開始します。ちょっとした知識・工夫を掲載しますので、お読みいただければ稲づくりが楽に・楽しみに…。

1回目は、「水田」・田んぼです



畦(あぜ)



コンクリ畦畔(けいはん)



水口(みなくち)



水戸(みと)・堰板(せきいた)




私と一緒に勉強しましょう！

つとむさん(55歳)

親から田んぼを受け継いで、今年から本格的に自身で栽培を開始。

用語解説

- ①あま土(つち)： 田んぼの土(先祖代々の土づくりなどにより黒色(肥(こ)えてます))
- ②畦(あぜ)： 田と田などの境界として土を盛り上げて作ったもので、漏水も防ぐ(畦を使った道を畦道(あぜみち)という)

※本県は、少ない面積を有効に使うことや、できるだけ漏水を防ぐため、お金はかかるものの、コンクリートで作られた畦が多いのが特徴(コンクリ畦畔(けいはん))
- ③水口(みなくち)： 水田に水を入れる入口
- ④水戸(みと)： 水田の水を出す出口
- ⑤堰板(せきいた)： 水口・水戸で水の出入りや止水するための板(通常1か所で、水位を調整するため3枚程度の板が使われる)
※うまく高さを調整すれば、水口では入水、水戸では大雨の時の排水などの水位調整に使えます。長く使っていると傷んでくるので、新しい板とのこざりがあれば簡単に自作できます。



↑この紙面は、後継者にも、ぜひ読んでもらって下さい！

お願い

JA香川県では取引先からの要望数量を確保できていません。

【JA香川県が実施する3つの施策】

- ①取引先との事前契約の積上げによる精算価格の安定化
⇒所得安定(先行して2品種「ヒノヒカリ」、「あきさかり」の最低保証価格提示)
- ②品代精算の早期化(生産翌年の6月末まで) ※倉前検査分のみ
- ③出荷量増加に対する助成金300円(税込)/60kg俵
⇒令和2年産米の出荷数量が令和元年産米の出荷数量に比べ、20俵以上増加した生産者に対し、増加した数量1俵60kgあたり300円(税込)の出荷奨励金を支出します(条件あり)。

作付拡大をお願いします。

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課…………… TEL：087-825-2503

香川県 農政水産部 農業生産流通課…………… TEL：087-832-3418

香川県農業再生協議会ホームページ…………… <https://www.kagawa-saiseikyo.jp/>